受託業務管理規則

SBIフューチャーズ株式会社

2005.11.1

受託業務管理規則

第1条 目 的

本規則は、当社が受託等業務の適正な運営及び管理に必要な事項について定め、当社役職員に遵守させることを目的とする。

第2条 責任及び権限

本規則並びに本規則の実施に関する責任及び権限は社長にある。

第3条 管理体制と指導責任組織

社長は、管理部門の担当として業務管理グループに管理専属担当者を配置し、受託業務に係る経営上の責任体制として下記各号の社内管理担当責任者を定め、効率的かつ 実効ある社内管理遂行する。

- (1) 総括責任者は、管理本部の役員とする
- (2) 統括責任者は、業務管理グループの責任者とする
- (3) 指導責任者は、営業部の役員又は所属長並びに管理専属担当者とする
- 2 総括責任者は、指導責任者及び統括責任者の報告を受け、受託業務に係る総括管理及び次条に定める業務管理グループ管理課(以下管理課という。)の職務を統括調整し、職務として行う承認事項を除き、顧客管理に関わる日常業務の指導を職務とする。統括責任者及び指導責任者は総括責任者を助け、その職務の一部を代行すると共に職務の遂行状況を総括責任者に報告する。但し、次条第2項の審査を代行したときは、速やかに総括責任者の点検を受け承認を得るものとする。

第4条 適合性の原則

当社は、商品先物取引について、顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不適当と認められる勧誘及び受託を行わない。

2 次の各号の一に該当する者は商品先物取引の適合性に反する者と判断し、勧誘及び受託を行わない。

但し、第2号並びに第7号に該当する者については、顧客が申告した投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していること及びそれを証明するものがある場合、第9号に該当する者については、新たに申告した投資可能資金額が損失を被っても生活に支障のない範囲で設定されていること及び新たな投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していることについて証明するものがある場合にあって、いずれも自書により、自ら当社の定める商品先物取引の適合性基準に反する者であることを理解しているとともに、これら例外の要件を満たすことについて確認している旨の書面による申告がある場合において、総括責任者が審査の上これを承認したときはこの限りでない。

- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者
- (2) 恩給、年給、退職金、保険金等の収入が収入全体の過半を占めている者

- (3) 満75才以上の高齢者
- (4) 生活保護による保護を受けている世帯に属する者
- (5) 長期入院療養者及びこれに準ずる者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 一定以上の収入 (年収500万以上)を有しない者
- (8) 商品先物取引を行うために資金の借入れを行おうとする者
- (9) 投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする取引を行おうとする者
- 3 次の各号の一に該当する者は特定顧客として、顧客より取引の希望があった場合にのみ勧誘を行うものとし、受託を行う場合は、受託業務基準で定める書面の差入れを受け、第3条で定める総括責任者の承認の上、第10条に規定する取引コースの選択をセルフコースに限定する。
 - (1)銀行、農業・漁業の協同組合、信用組合、信用金庫、郵便局などの金融機関に勤務する者。
 - (2) 国・地方公共団体その他公益機関の金銭・有価証券等の出納業務に係わる者
 - (3) 民間企業等における金銭・有価証券等の出納業務に係わる者
- 4 取引中の委託者が、第2項並びに第3項の各号の一に該当することになったことが確認できた時、若しくは取引の内容から判断して当社が取引に不適切と判断した場合は、 当該委託者へ取引の終了又は縮小を要請する。
- 5 75才未満であっても70才以上の高齢者については、商品先物取引の仕組み・リスク等を十分理解していること及び投資可能資金額が老後の生活を考慮した額に設定されているか等を含めて総括責任者が厳格に審査して可否を判断するものとし、受託を可とした後でも取引額が資産等に照らして適合か否か等適切に管理するものとする。

第5条 勧誘の告知と確認

当社は商品先物取引の勧誘にあたっては、「商品先物取引の委託者の保護に関するガイドライン(以下「委託者保護ガイドライン」という。)」を踏まえ、商品取引所法第214条に定める勧誘禁止事項を遵守し、以下の事項に留意する。

- (1) 勧誘に先立って、顧客に対し、会社名・所属部署・氏名及び商品先物取引の勧誘である旨を明確に告知し、勧誘を受ける顧客の意思の有無を確認するものとし、これら告知及び意思の確認について記録を作成し取引終了後3年間保存するものとする。
- (2) 前号において、顧客が委託を行わない旨又は勧誘を受けることを希望しない旨の 意思表示があった場合は、当該顧客の勧誘は行わないものとし、これら勧誘及び 委託を拒否した顧客の氏名、住所、電話番号について社内において周知し、それ らの者に対する再勧誘が起きないよう防止措置を講ずるものとする。
- (3) 顧客に迷惑を覚えさせるような次の各号に掲げる仕方での勧誘は行わないものとする。但し、顧客の指示又は承諾がある場合はこの限りではない。
 - ① 夜間、早朝等迷惑となる時間帯での電話又は訪問による勧誘

- ② 顧客の意思に反する長時間にわたる勧誘
- ③ 顧客に対し、威迫し、困惑させ、又は不安の念を生じさせる勧誘
- ④ 顧客が迷惑であると表明した時間、場所、方法での勧誘

第6条 契約前の交付書面と説明義務

商品先物取引の勧誘にあたっては、次ぎに掲げる書面を交付する。

- (1) 受託契約準則
- (2) 電子取引約款
- (3) 商品先物取引-委託のガイド
- (4) 取引本証拠金一覧表
- (5) 委託手数料一覧表
- (6) 危険開示告知書
- (7) 受領書兼商品先物取引口座開設申込書
- (8) 商品先物取引の説明及び理解に関する確認書
- (9) 投資可能資金額申告書
- (10) 個人情報取扱い開示書
- 2 前項各号の書面の交付後、顧客に対して受託契約準則、「商品先物取引ー委託のガイド」等の書面を用いて次の事項を分かりやすく説明し、理解の確認を行うものとする。 なお、理解の確認に当たっては、まず、第1号及び第2号に係る説明をし、その理解 の確認を書面により行い、その後にその他の事項について説明しその理解の確認を書 面により行うものとする。
 - (1) 商品先物取引はその担保として預託する取引証拠金等の額に比べてその10~30倍にもなる過大な取引を行うものであること。
 - (2) 預託した取引証拠金等の額以上の損失が発生するおそれがあること。
 - (3) 取引証拠金の制度、種類及びその発生の仕組み等に関する事項
 - (4) 委託手数料の額、委託手数料の制度及びその徴収の時期等に関する事項
 - (5) 商品取引員の禁止行為に関する事項
 - (6) その他「商品先物取引ー委託のガイド」に記載する、主務省令で定められた事項
- 3 商品先物取引並びにその他取引経験の無い顧客の場合は、前項の交付書面に加え、取引に対する基本的説明資料を追加交付し、基礎的な試験等を実施することにより、理解内容等を確認する。

第7条 取引意思並びに顧客情報の確認

第6条の説明を行った顧客から、下記事項について申告を受けるものとする。

尚、本条第4号の投資可能資金額については、損失を被っても生活に支障のない範囲で設定すべきものであること及び取引の過程で損金が発生した場合は、その額から損金額が減額されるものであることを分かりやすく説明した上で申告を受けるものとする。

① 住所・氏名・生年月日・家族構成

- ② 職業・会社名・役職及び勤務先住所
- ③ 金融資産額及び収入の状況
- ④ 投資可能資金額
- ⑤ 初回預け入れ予定金額
- ⑥ 商品先物取引及び証券取引等の経験及びその程度
- ⑦ その他必要と認める事項
- 2 前項の各号の事項は、「受領書兼商品先物取引口座開設申込書」及び「投資可能資金額申告書」により申告を受けるものとし、また、商品先物取引を行う意思を確認するため、「商品先物取引の説明及び理解に関する確認書」の差入れを受けるものとする。
- 3 第1項の顧客情報に変更があった場合は、その都度更新し、適切に管理するものとする。

第8条 顧客カードの整備及び受託審査

顧客より第7条の書面の差入れがあった場合は、次のとおり行うものとする。

- ① 登録外務員は当該顧客に関して得た情報に基づき当該書面の記載内容を確認後、管理課に提出する。
- ② 管理課員は、当該書面を基に所要の事項を「顧客カード」に入力の上、登録外務 員に提出する。
- ③ 登録外務員は、「顧客カード」を指導責任者に提出し確認を受ける。
- ④ 指導責任者は、報告された内容と適格性を確認し、受託審査の所見を「顧客カード」に記して管理課に提出する。
- ⑤ 管理課担当者は、インターネット・電子メール・電話又は面談により、顧客の理解度並びにリスクの認識の有無や取引経験・金融資産額並びに投資可能資金額等の内容を確認することを目的とした審査を実施し、統括責任者に受託の可否判断を受ける。
- 2 当該顧客が第12条に該当する場合は、総括責任者が審査の上、受託の可否を決定するものとし、その内容を統括責任者並びに指導責任者に通知する。
- 3 管理課は、「顧客カード」の記載内容の点検を行い整備保管する。
- 4 第1項並びに前2項の審査を終了するまでは、約諾書の差入れ及び取引証拠金等の預 託及び売買の注文は受けないものとする。また審査の過程で適合性を有しないと判明 したときは直ぐに勧誘を中止し、その者から申し出があっても受託しないものとする。
- 5 第2項の審査の結果については、審査日、審査過程、最終審査者及び可否の判断根拠 を含めて記録を作成するものとし、取引終了後3年間保存するものとする。

第9条 受託に係る手続き

第8条第1項及び第2項により統括責任者並びに総括責任者が勧誘及び受託を可と した顧客に対し、登録外務員は「約諾書」等を郵送又は訪問により交付し、再度基本 事項を説明の上、下記事項を記載したものを徴収する。

① 「受託契約準則」並びに「電子取引約款」を理解の上取引に参加する旨の申し入れ。

- ② 氏名並びに郵送先住所の通知
- ③ 取引コースの選定
- ④ 振込口座の指定
- ⑤ 預り証発行省略に関する同意区分
- ⑥ その他必要とする事項

第10条 取引コースの定義

前条第2項でいう取引コースは、セルフコース又はサポートコースとし、各コースの 定義を次のように定める。

- (1) セルフコース
 - 取引開始後において、登録外務員からの情報提供並びに売買手法等のアドバイスの提供等、勧誘行為を一切行わない。
 - ② 取引開始後において、PCの設定並びに操作等に関する問い合わせは受付けない。
- (2) サポートコース
 - ① 取引開始後において、委託者が登録外務員から面談並びに電話及び電子メール等により情報の提供並びに売買手法等取引に関するアドバイスを受け取引することが出来る。
- 2 委託者の要望により前項のコースを変更する場合は、所定の書面の差入れを受け、統括責任者が確認するものとする。

第11条 本人確認

取引を行おうとする者に対しては、本人確認を行う。

個人の者にあっては、本人の氏名並びに住所が記載された証明書(運転免許証等)の 写しを、法人にあっては、所在地と責任者及び業務内容が確認できる書類として登記 簿謄本の原本、又は定款の写しの提出を求める。

2 前項の提出書類の差入れと共に、確認書に記載された住所へ口座開設の通知書を配達記録郵便(転送不要郵便)にて郵送することにより確認をなされたものとする。

第12条 取引未習熟委託者

商品先物市場に参加するに相応しい健全な委託者層の拡大を図るため、次の条件に該 当する者を取引未習熟委託者と判断する。

- (1) 直近の過去3年以内において商品先物取引の経験が延べ90日未満の者。
- (2) 経験の有無に係らず、年齢が満65才以上の者。
- (3) 第4条第2項第2号並びに第7号に該当し、総括責任者の承認を得た者。
- 2 前項に該当しない者においても、経験内容等により取引未習熟委託者としての適用を 行う場合がある。

第13条 委託者の保護育成措置

第12条に該当する取引未習熟委託者の保護と育成を図る為、初回建玉日より3ヵ月間の習熟期間を設け、期間中の取引数量を投資可能資金額の3分の1に相当する数量に制限する。

尚、3ヶ月経過後においても委託者の理解度等に応じ継続して制限を加え、精査対象とする場合もある。

- 2 第1項に該当しない委託者の保護を目的とし、初回建玉日より3ヶ月間における取引制限基準を受託業務基準第10条において定める。
- 3 取引期間中の入金を第7条第1項第4号で申告のあった投資可能資金額の範囲内に 制限する。

第14条 委託者精査と取引状況の把握

管理課は、委託者保護を目的とし、新規委託者の取引コース並びに経験の有無に係らず、初回建玉日より3ヶ月間、入出金並びに売買取引等の精査を日々行うものとし、 委託者の適合性を考慮し、相応の取引が行われているかを精査する。

- 2 第13条第1項から第3項までに定める制限並びに受託業務基準第10条に規定する取引制限基準を超える取引が行われた場合においては、管理課が電話又は面談等により、取引の仕組の理解度並びにリスクの認識等を精査し、受託業務基準で定める確認書等の書面の提出を求め、当該委託者にとってあきらかに不相応な取引と判断された場合においては、取引の縮小並びに入金の制限等の指導を行うものとする。
- 3 管理課は、第2項の精査結果を取り纏め、統括責任者並びに総括責任者に報告の上承 認を受けるものとする。
- 4 取引中の委託者が第4条第2項第2号、第3号、第7号、並びに第12条第1項第2号に該当することが確認できた場合は、管理課が電話又は面談により精査し、当該委託者の知識と理解度及び資力等を考慮した上で、相応な取引がおこなわれるよう要請し、明らかに過度な取引と判断した場合は、状況に応じ取引の縮小を要請する。

第15条 個人情報保護

個人情報の保護を図るため、個人情報の保護に関する法律並びに日本商品先物取引協会(以下「日商協」とする。)の定める個人情報保護ガイドラインに従って、本規則で定めたことにより得られた委託者の個人情報は、別途諸規程を定め、これら個人情報の取得、安全管理、第三者への提供等個人情報の保護に関して必要な措置を講じる。

第16条 取引本証拠金の制定

受託契約準則第13条第2項の定義により、当社の定める取引本証拠金は次のとおりとする。

(1) 当社の定める取引本証拠金の額は、商品取引所の定める取引本証拠金基準額と同額とする。

第17条 不正資金の流入防止

当社は、不正資金の流入を回避するため、第4条第3項第1号、第2号及び第3号に該当する者については、管理課が取引を精査し、過度な取引を抑制するものとする。

- 2 当該委託者の取引に係る預託額が下記基準を超えたときは、調査を開始するものとする。
 - (1) 当該委託者が届け出た投資可能資金額を超える預託があったとき。
 - (2) 当該委託者の建玉枚数が500枚を超えたとき。
- 3 前項の基準を超過した場合は、資金の性格や資金の出所を確認するために、自己資金であること、投下資金の今後の見込額及びその資金の根拠等を記載した申出書及びその裏付けとなる証拠書類の提出を求めることとする。
- 4 調査は管理課が当たるものとし、営業部門は、その把握している当該委託者の情報を 報告する等協力しなければならない。
 - 尚、調査に当たっては、必ず本人から事情を聴取するとともに、申出書並びに証拠書類の提出がない場合、又はこれを拒んだ場合は、その後の追加の預託は受付けないものとする。
- 5 当社は不正資金流入防止のための調査をしたときは、その調査項目、内容、結果並びに結果措置等について記録を作成し保存するものとする。
- 6 当社は委託者から不正資金による取引資金の預託があることが判明したときは、当該 委託者に対し速やかに全建玉の手仕舞いを要請するとともに、取引の終了に努めるも のとする。

第18条 管理課の職務

適正な受託業務の確保と業務指導の徹底を図る為、管理課の職務は、次のとおりとする。

- ① 健全な委託者層を拡大させ、適正な受託業務を遂行する為の登録外務員への指導 監督
- ② 委託者をインターネット・電子メール・電話又は面談等により精査を行い、異常な兆候が認められた場合の迅速・適切な措置、並びに不相応な取引に対する適切な指導
- ③ 「約諾書」・「受領書兼口座開設申込書」その他の徴収書類の精査と整理保管
- ④ 「顧客カード」の入力並びに精査、整理保管
- ⑤ 第14条に関連する取引状況精査
- ⑥ 顧客口座の証拠金不足等に関する日々の精査と外務員への指導
- ⑦ 登録外務員等のサービス状況の掌握及び外務員への指導
- ⑧ 不正資金の流入を防止し、委託者の従来の取引状況を参考にして不相応と思われる入金があった場合、調査を行い事故の防止を図るため新規建玉を抑制する等適切な指導措置
- ⑨ 登録外務員等に対する指導と監視、並びに不適切な事実に対する迅速な措置
- ⑩ 営業活動並びに受託業務に関する、法令諸規則の適用解釈についての質問や問合

わせに対する、適切な回答や助言

- ① 委託者からの問合わせ・苦情・紛争に対する迅速・適切な対処
- ② その他、委託者の保護育成に必要と認められる事項

第19条 広告

受託等業務の手段として印刷物、マス媒体、宣伝用物品の頒布等による広告・宣伝(以下広告という)を行うときは、広告に係る社内管理責任者の承認を受けるものとし、 法その他関係法令及び受託契約準則に違反する表示のあるもののほか、次に掲げる事項に該当する制作物は使用を認めない。

- (1) 他者の著作権を侵害している場合。
- (2) 相場情報に関し、恣意的又は過度に主観的な表示をしているもの。
- (3) 広告の内容が誇大なもの、又は商品取引員の業務内容を正しく表示していないもの。
- (4) 相場情報に関し、自社の判断、評価等が入るものに、その根拠が明示されていない場合。
- (5) 商業道徳若しくは取引の信義則に違反するもの、又は商品取引員としての品位を 損なうもの。
- (6) 商品先物取引の商品特性について誤解を招くおそれのあるもの。
- (7) 他の金融商品との商品性の違いについて誤解を招くおそれがあるもの。
- (8) 個別商品の相場観に係る表示について、利益を生じることが確実であると誤解させるべき断定的又は刺激的な表示のあるもの。
- (9) その他、広告に係る社内管理責任者が定める事項
- 2 社内管理責任者が使用を認めた制作物は、日商協「受託業務等業務に関する規則」第 6条第3項で定める事項を記載のうえ、当社のロゴ及び承認番号を付し、改変不能に した上で配布する。

第20条 取締役会への報告

総括責任者は、職務の遂行状況と本規則の遵守状況を取締役会に適宜報告する。

第21条 受託業務における禁止事項

商品先物取引の勧誘及び受託に関する禁止行為は、商品取引所法、同法施行規則、受 託契約準則、個人情報の保護に関する法律、委託者保護ガイドライン、日商協「受託 等業務に関する規則」に拠る定めの他、本規則の趣旨に反する行為とし、これらに該 当する行為をしてはならない。

第22条 違反者に対する懲戒

社長は、第21条に掲げる受託業務における禁止行為を行った者、総括責任者並びに 統括責任者及び指導責任者に対し、機関の議を経てこれを懲戒する。

第23条 取締役会の承認

本管理規則の改定及び社内管理措置に改善を要する事項が発生した時は、取締役会へ報告すると共に承認を受けることとする。

第24条 本規則の届出

本規則は、日本商品先物取引協会へ届け出る。

附 則 この改正は、平成17年5月1日より施行する。 この改正は、平成17年11月1日より施行する。

受 託 業 務 基 準

(受託業務管理規則細則)

SBIフューチャーズ株式会社

2005.11.1

受託業務基準

SBIフューチャーズ株式会社

受託業務基準(以下本基準という。)は当社が受託業務を行うにあたり、受託契約準則(以下、準則という。)並びに電子取引約款(以下、電子約款という。)に準じ、自主管理規則として定めた受託業務管理規則(以下、管理規則という。)の細則として円滑な運用を目的とする。また、商品ファンド、外国市場先物取引、外国為替保証金取引等の兼業業務並びに特定業務においてもこれを準用する。

第1章 商品先物取引

第1条 審査基準

業務管理グループ管理課(以下管理課という。)が勧誘並びに受託の審査をおこなうにあたり、取引の適合性から判断し、次の基準を満たしていることを確認する。

- (1) 年齢が満20才以上であること。
- (2) 管理規則第4条第2項で定める商品先物取引の適合性に反する者に該当しないこと。
- (3) 管理規則第4条第2項第7号に該当する者については金融資産が1,000万以上であること。
- (4) その他不良委託者等のリストに該当しないこと。
- 2 管理規則第4条第3項で定める特定顧客に該当する場合は、審査時において「商品先物取引の投機 性及び仕組みを理解し、自己責任並びに自己資金の範囲において取引を行いたい」旨の『申出書』 の差入れがあることを条件とし、総括責任者が受託の適否を判断する。但し、直接的又は間接的に も出納業務に係らない部署に従事している場合は、上記『申出書』の差入れを省略する場合もある。
- 3 満70才以上75才未満の高齢者の場合においては、インターネット並びにPC操作の可能な者であることを条件とし、コースの選択をセルフコースに限定する。
- 4 管理部会並びに警察署等から照会を受けた者で、管理課が当該照会理由を確認し、当該理由が明らかに受託を拒否すべきであると断じ得ない場合は受託を許可する。
- 5 外国に居住している者、外国において納税をしている者、指定口座が金融機関の国内支店でない又は非居住者口座である者、電話等での日本語のやり取りにおいて理解力等に不安があると判断した者については受託を許可しない。
- 6 法人名義により口座開設の依頼があった場合は次のとおりとする。
 - (1) 新規法人名義での開設条件として、設立後1年以上経過した会社で、年商500万以上又は金融資産1,000万以上を条件とする。
 - 但し、当社で3ヶ月以上の取引履歴のある個人客が法人設立し、新規に口座開設をする場合は 設立期間を問わない。
 - (2) 登記簿謄本(原本)または定款(写し)を徴収する。 ただし、目的欄に商品先物取引の売買に関する記述があることを条件とし、銘柄が特定されている場合は当該銘柄及び当該銘柄が構成物品とされている商品市場のみの受託とする。
 - (3) 個人事業主による屋号等での口座開設は認めない。
 - (4) 書面(通知書)にて取引責任者·売買担当者等の代理人を、委任する権限の範囲とともに明確に届出させる。
 - (5) 前項の代理人についても管理規則及び本基準に基づく適格性に関する審査並びに本人確認等を

行う。

(6) 法人名義の売買担当者が代表取締役又は取締役の場合においても、代表取締役個人より連帯保証書を徴収する。

この場合、印鑑証明書の添付を条件とする。

7 取引未習熟委託者の判断基準

管理規則第12条で定める取引未習熟委託者の判断基準は次ぎのとおりとする。

- (1) 直近の過去3年以内において商品先物取引の経験が延べ90日未満の場合。
- (2) 取引経験並びに職業の有無に係らず、取引開始時において満年齢が65才以上の場合。
- (3) 取引経験の有無に係らず、取引開始時において定職に就いていない場合(パート主婦も含む)。
- (4) 第1号の基準を満たす経験を有する委託者であっても、管理課の電話審査において、その経験 に鑑みて認識が十分でないと判断された場合は未習熟委託者と判断する。
- 8 借名口座並びに二重口座等を未然に防止することを目的とし、次の各号を遵守する。
 - (1) 口座開設名義人の婚姻関係又は兄弟姉妹、親子関係の有る者より口座開設依頼があがった場合は、 双方名義人が当社の定めた年収又は金融資産条件を満たしていることを条件とし、コース選択に おいては双方がセルフコースであることを条件とし許可する。
 - (2) 口座開設申込者に対する審査において、営業担当者又は管理課の判断により借名取引の疑いのある場合においては、口座開設を許可しない。
 - (3) 法人名義による取引があり、その代表取締役及び取引責任者・売買担当者等の代理人が個人名義で同時に口座を開設することは許可しない。
 - (4) 第6項第1項による口座開設においても同時開設は許可しない。

第2条 審査方法

管理課は、委託者より差入れのあった受領書兼商品先物取引口座開設申込書をもとに顧客カードを作成し、「書類・電話審査のご案内」の回答書に基づき、電話審査の日時を確認の上、電話又は面談による審査を実施する。

- 2 電話審査は、本基準第3条第1項第7号から第9号の回答内容を参照の上、下記項目をチェックする こととし、管理課電話審査確認書に内容を記載の上、統括責任者並びに総括責任者が内容を確認の上、 受託の可否の判断を行うものとする。尚、法人名義の売買担当者並びに代理人に対しても同様のチェ ックを行う。
 - (1) 本人確認(氏名・生年月日の応答)
 - (2) 住所·連絡先確認(自宅·勤務先)
 - (3) 勤務先の在籍確認(個人事務所の場合は電話登録の確認または自宅への確認)
 - (4) 投資経験の確認(取引会社・期間・銘柄・投下資金・結果)
 - (5) 事前交付書面並びに取引の仕組に対する理解度の確認
 - (6) 金融資産の確認
 - (7) 投資可能資金額の確認
 - (8) 初回入金額の確認
 - (9) セルフ・サポートのコース選択の確認
 - (10) 勧誘時の法令違反有無の確認

3 投資経験で商品先物取引の経験が無い委託者に対しては、当社作成の「テスト資料」を送付し、その 回答に基づき当該委託者の理解度を確認する。

なお、正解率が8割に満たない者については理解度が不足していると判断し、外務員が改めて説明を 行った上、理解の再確認をおこなう。

- 4 当社で取引を完了(建玉が存在せず、証拠金等の預託金の全額を出金)した後、3ヶ月を経過して再度 取引を始める委託者(再取引客)に関する審査方法は次のとおりとする。
 - (1) 『確認アンケート』を徴収し、電話審査を実施する。
 - (2) 電話審査内容の主旨は次のとおりとする。
 - ① 完了時の登録内容から変更の有無
 - ② 金融資産額の確認
 - ③ 再取引での投資可能資金額(過去の取引における損益金等を考慮し、精査する。)
 - (3) 完了客から証拠金等の入金があった場合、管理課は完了日を確認し、再取引の場合は、営業担当者を通じて『確認アンケート』をFAX等で徴収し、電話審査を実施する。また、原本を管理する。
 - (4) 前号及び審査期間中の完了客より証拠金等の入金があった場合、審査並びに関係書類の確認ができるまでは、ネットサービスの保留若しくは返金処理の手段を講じる。
 - (5) 平成17年5月1日の商品先物取引法改正施行以前に完了した委託者においては、本基準第3条で定める事前交付書面を交付の確認と、第7号、第8号、第9号の書面をもって審査を実施する。
- 5 管理規則第4条第2項該当者より資料請求等があった場合、又は管理課の審査結果にて受託不許可の報告を受けた顧客に対しては、営業担当者が当該顧客へ電話又は電子メール等により、断りの通知を行う。

不許可の理由に関しては、一切回答しないものとする。

第3条 事前交付書面(受託契約準則第3条並びに管理規則第6条関連)

商品先物取引の勧誘にあたっては、管理規則第6条で定める以下の関係書類を交付する。

- (1) 受託契約準則
- (2) 電子取引約款
- (3) 商品先物取引-委託のガイド
- (4) 取引本証拠金額一覧
- (5) 委託手数料一覧
- (6) 危険開示告知書
- (7) 受領書兼商品先物取引口座開設申込書
- (8) 商品先物取引の説明及び理解に関する確認書
- (9) 投資可能資金額申告書
- (10) 個人情報取扱い開示書

第4条 勧誘の告知と確認

外務員が訪問又は電話等により、商品先物取引の勧誘行為を行う場合においては以下の勧誘方針を遵 守する。

- (1) 勧誘に先立ち、顧客に対し会社名・所属部署・氏名及び勧誘の目的を明確に告知し、勧誘を受ける顧客の意思を確認する。
- (2) 前号において、顧客が委託を行わない旨又は勧誘を受けることを希望しない旨の意思表示があった場合は、当該顧客の勧誘は行わない。
- (3) お客様がインターネット又はコールセンター等を利用され、書類の交付又はその内容の説明を希望されたお客様に対する勧誘においても、以下の勧誘行為は行わない。
 - ① 午後10時以降の深夜から早朝にかける迷惑な時間帯の勧誘
 - ② 顧客の意思に反した長時間に亘る勧誘
 - ③ 顧客が迷惑であると表明した時間、場所、方法での勧誘
- (4) 当社は、顧客より届け出のあった情報を基に、本人確認の上、顧客の知識・投資経験・財産の状況等を十分に把握した上で、顧客の意向と実情に適した投資勧誘に努める。
- (5) 当社は準則並びに関係約款等その他参考となる資料を顧客に交付し、リスクの確認とその他重要な事項を顧客に説明し、商品先物取引の内容を充分理解した上で、契約締結することを基本姿勢とする。
- (6) 当社の役職員は、顧客の信頼と期待に添うよう、常に知識技能の修得・研鑚に努め、質の高い営業活動を目指す。

第5条 契約前の説明義務

本基準第3条の事前交付書面交付より契約までの間において当該交付書面及びその他関係書類の説明並びに以下の内容を面談若しくは電話等で必ず説明し、本基準第3条第1項第8号の書面をもって理解の確認を得るものとする。

- (1) 商品先物取引は、現物の取引とは異なり、商品先物取引の担保として預託しなければならない商品取引所法で定める取引証拠金等の10~30倍程度の額の取引を行うものであり、相場の変動が小さくとも取引額全体では大きな額の変動が生ずるレバレッジ性の高いハイリスク・ハイリターンの取引であること
- (2) 商品先物取引は、預託した取引証拠金等が相場の変動によって短期間に減損するおそれがあり、 預託した取引証拠金等の全額を上回る損失が発生する可能性があること。
- 2 過去の取引経験の有無に係らず、顧客が「説明は不要」との意思表示をした場合においても、前項の 説明なく契約の締結は行わない。

第6条 契約関係書類の徴収

管理課より受託の許可を受けた場合は、営業部担当者は約諾書・本人確認書類その他の書類を郵送等により徴収することとし、以下の点を取り決める。

- (1) 約諾書 1. の通知については、下記の点に留意する。
 - ① 約諾書の収入印紙代は委託者負担とする。
 - ② 法人名義の場合は、必ず代理人名義記入欄に取引担当責任者の氏名を記入させる。
 - ③ 郵便物の送り先住所は、自宅若しくは勤務先とする。
- (2) 約諾書 2. の告知については、下記の点に留意する。
 - ① セルフ・サポートのコース区分

- ② 金銭送金先銀行の指定
- (3) 約諾書3.の同意に関しては、受託契約準則第13条第2項の規定に基づき、金融機関を介して証拠金の差入れ又は預託を行う場合の、証拠金預り証の発行を省略することについての同意区分を確認する。
 - 尚、省略の同意区分を変更する場合は、別途書面の差入れを要求するものとする。
- (4) 本人確認書類については、次の書類の何れかとする。

(個人の場合)

- ① 運転免許証(写し)
- ② パスポート(写し)
- ③ 健康保険証(写し)
- ④ 住民票の原本〈発行後3ヶ月未満の証明書〉
- ⑤ 印鑑証明書の原本〈発行後3ヶ月未満の証明書〉

(法人の場合)

- ① 登記簿謄本の原本〈発行後3ヶ月未満の証明書〉
- ② 印鑑証明の原本〈発行後3ヶ月未満の証明書〉
- 2 再取引客に関する徴収書類は次のとおりとする。
 - (1) 取引完了日より3ヶ月以上経過している場合
 - ①『確認アンケート』を徴収し、本人確認書等その他必要と認められる書類。
 - ② 完了日以降に事前交付書類(委託のガイド・準則等)の内容変更があった場合、再交付した上で、本基準第3条第1項第7号、第8号、第9号を徴収する。
 - (2) 平成17年5月1日の商品先物取引法改正施行以前に取引完了している場合
 - ① 本基準第3条で定める事前交付書面を交付説明し、第1項第7号、第8号、第9号の書面を 徴収し、本人確認書等その他必要と認められる書類。
 - (3) 第1号並びに第2号において、平成16年11月29日の受託業務開始前に取引を完了している 場合においては、受託契約の約諾書並びにその他関係書類を再徴収するものとする。

第7条 口座開設

業務管理グループ業務課(以下業務課という。)において、契約関係書類の精査をおこない、徴収不足書類及び記入漏れがないことを確認の上、以下のID番号並びにバーチャル口座、任意の暗証番号を記載した「口座開設のお知らせ」の書面を配達記録郵便として通知する。

- (1) I D番号においては、業務課において管理する番号を付与する。
- (2) バーチャル口座(銀行口座)においては、業務課において管理する銀行口座番号を付与する。
- (3) 初回ログインの為の任意の暗証番号(6桁)は、業務課において管理する番号を付与する。
- 2 暗証番号の管理は次のとおりとする。
 - (1) 業務課において初回任意に登録した暗証番号については、委託者が6桁以上8桁以内で自由に変更出来るものとし、業務課においては変更後の暗証番号の管理は行わない。
 - (2) 委託者が変更した暗証番号の忘却等の事態が発生した場合は、業務課で再度任意に番号を設定し、書面にてのみ通知するものとする。

- 3 第1項の書面送達後、委託者からの入金を確認した時点より委託者のシステムログインを可能とする。 但し、開設日と入金日が同日の場合、委託者からの売買入力は翌日からとする。
- 4 第1項の書面送達前に委託者にID番号、暗証番号、バーチャル口座番号を伝達の依頼があった場合においては、本人確認(氏名・生年月日・住所)の上、口頭でのみ伝授するものとし、FAX・電子メール等での伝達は厳禁とする。
- 5 取引を完了した委託者が再取引する場合においても初回口座開設時のID番号並びにバーチャルロ 座番号を使用するものとする。

第8条 各取引コースにおける管理方法

セルフコース又はサポートコース各コースの管理方法を次ぎのように定める。

- (1) セルフコース
 - ① セルフコースを選定した委託者に対しては、取引開始後において、登録外務員からの情報提供並びに売買手法等のアドバイスの提供等、勧誘行為は一切行わない。
 - ② 委託手数料は、当社が別途定めるセルフコースにおけるネット手数料とする。
 - ③ 委託者は、コールセンターにおいて電話により注文を出すことができる。但し、その場合の 委託手数料は当社の定める委託手数料基本額とする。
 - (4) 取引開始後において、PCの設定並びに操作等に関する問い合わせは受付けない。
- (2) サポートコース
 - ① 各営業店担当登録外務員を定め、取引開始後において、委託者に対し、登録外務員が面談並びに電話及び電子メール等により情報の提供並びに売買手法等取引に関するアドバイスを行う。
 - ② 委託手数料は、当社が別途定めるサポートコースにおけるネット手数料とする。
 - ③ 委託者は、各営業店担当登録外務員に対し、電話により注文を出すことができる。但し、その場合の委託手数料は当社の定める委託手数料基本額とする。
- 2 第1項で定めるセルフコースを選択した委託者に対し、登録外務員が電話又は面談若しくは電子メール等により連絡を取る場合は、次の各号の場合のみとする。
 - (1) 受託契約準則第14条、第24条及び第26条の規程に準じた連絡を取る場合。
 - (2) 当社インターネットシステム上のトラブル等不測の事態が発生した場合。
 - (3) その他委託者より要望があった場合。

第9条 最低証拠金預り額

コース選択に応じ、新規委託者より初回入金される委託証拠金の額の最低基準を設ける。

- 尚、再取引についてもこれと同様とする。
- (1) セルフコース選択者は10万円以上とする。
- (2) サポートコース選択者は100万円以上とする。
- 2 前項の最低預り証拠金に満たない入金があった場合は、営業部より委託者に通知し、返金処理若しく は追加入金を要請する。

尚、この場合、基準を満たす追加入金が確認されるまでは、委託者はシステムログインできない。 但し、セルフコース選択者が取引開始後において、サポートコースに変更する場合は、特に最低預り

第10条 委託者の取引制限基準

委託者保護と育成の観点から、取引期間中の入金の勧誘を管理規則第6条第1項第9号で届出のあった投資可能資金額の範囲内とし、委託者の知識、経験及び財産の状況に照らして相応の取引となるよう、以下の制限を行う。

- (1) 管理規則第12条に該当する取引未習熟委託者については、初回建玉日より3ヶ月間の習熟期間を設け、建玉枚数を投資可能資金額の3分の1に相当する枚数に制限する。
 - 尚、この場合の投資可能資金額の3分の1には、取引開始後に発生する追証拠金並びに臨時増・ 定時増証拠金の金額は含まないものとする。
- (2) 前号における投資可能資金額の3分の1の算出根拠は、日々の取引終了時における帳尻並びに値洗いに損金が生じている場合は、その損金を投資可能資金額より控除の上算出するものとする。 尚、追証拠金が預託された場合には、その預託された追証拠金に相当する値洗い損金は、投資可能資金額から控除しないものとする。
- (3) 取引コースの選択においてサポートコースを選択した委託者においては、初回建玉日より3ヶ月間の取引において、以下の基準を越えた場合は管理課の精査対象とし、委託者個々の経験並びに 資産内容から判断し、不相応な取引等を抑制し、委託者の取引継続に努めるものとする。
 - ① 委託者の月間の売買回数が50回を超えている場合
 - ② 委託者の月間の委託手数料金額が前月末預り証拠金の30%を超えている場合
- (4) 第(3)号の委託者の売買基準に関しては、管理課の判断において、3ヶ月経過後においても継続的に同様の精査対象とする場合がある。
- (5) 第(1)号の委託者に対しては、以下の売買手法を勧めてはならない。 尚、当該委託者より下記売買手法の指示があった場合は、担当者は速やかに『売買指示書』を徴 収するものとする。
 - ① 同一日内での直し売買
 - ② 両建(異限月、異枚数を含む)
 - 但し、サヤ取りによる売買手法を除く

第11条 委託者精査並びに届出書類

管理課は、委託者保護と育成を目的とし、委託者の知識、経験及び財産の状況に照らして相応の取引が行われるよう次項以下の委託者精査を実施し、委託者の適合性を判断の上、過度な取引を抑制するものとし、統括責任者並びに総括責任者の承認を得られない場合においては、速やかに取引抑制の指導を行うものとする。

- 2 管理課は、新規委託者に対し、コース選択に関係なく、初回建玉より日々3ヶ月間、以下の項目のデータを精査する。
 - 尚、第(10)号の精査においては取引期間中において継続し精査する。
 - (1) 初回入金額
 - (2) 入出金累計金額
 - (3) 総建玉枚数

- (4) 取引証拠金預り額
- (5) 取引本証拠金必要額
- (6) 未習熟委託者の投資可能資金額に対する取引本証拠金必要額の比率 (3分の1)
- (7) 月間手数料累計額
- (8) 前月末預り額に対する手数料化率(新規月は取引証拠金預り額)
- (9) 売買回数
- (10) 投資可能資金額オーバー管理(投資可能資金額<入出金累計金額)
- 3 管理課は、営業部担当者に委託者情報並びに理解の確認を目的としてサポートコースを選択した未習 熟委託者への訪問面談を要請し、「委託者面談報告書」の提出を求め、統括責任者がこれを確認する。
- 4 管理課は、取引未習熟委託者が取引開始後三ヶ月を経過した場合は、電話又は面談による精査を実施 し、委託者の理解度等を確認する為に、委託者に対し「制限適用解除申請書」の差入れを依頼し、本 基準第10条第1項第1号の制限を解除しても問題はないと判断した場合は「委託者調書」において 統括責任者並びに総括責任者の承認を受けるものとする。
 - 又、「制限適用解除申請書」の差入れのない委託者においては、三ヶ月経過後も本基準第10条第1 項第1号の適用を継続するものとする。
 - 尚、本基準第1条第7項第2号並びに第3号に該当し、商品先物取引の経験がある委託者又はセルフ コースを選択した取引未習熟委託者より、習熟期間中に「制限適用解除申請書」の提出があった場合 においても、管理課が精査の上、統括責任者並びに総括責任者が適用解除の適否を判断する。
- 5 管理課は、第2項第6号の精査において、本基準第10条第1項第1号の制限を越える取引を確認した場合は、当該委託者に電話又は面談による精査を実施し、以下の内容を確認出来る「超過取引確認書」の書面の差入れを受け、「委託者調書」を作成し、統括責任者並びに総括責任者の確認並びに承認を受けるものとし、承認を得られない場合又は書面の差入れのない場合は、取引の縮小を要請する。
 - (1) 商品先物取引の内容や仕組み、証拠金の種類や制度の理解
 - (2) 建玉内容理解並びに取引に対する自己判断の割合
 - (3) 取引の拡大によるリスクの認識
 - (4) 無理な資金投入の有無
- 6 管理課は、第2項第8号及び第9号の精査において、本基準第10条第1項第3号の制限を越える取引を確認した場合は、当該委託者に電話又は面談による精査を実施し、委託者の理解度の確認と過度な取引を抑制することに努め、「委託者精査表」に取り纏め、統括責任者の確認を得るものとする。
- 7 管理課は、第2項第10号の精査において、投資可能資金額を越える入金を確認した場合又は委託者 より投資可能資金額の変更の申し入れがあった場合は、当該委託者に電話又は面談による精査を実施 し、各号の対応を行う。
 - (1) 第3条第1項第9条の書面の差入れを再度求め、同時に投資可能資金額を満たすだけの金融資産を再確認する為に、委託者本人しか知り得ない情報を記載した自書による「申出書」を徴収するものとする。
 - (2) 前号の書面の差入れを受けた後、「委託者調書」において統括責任者並びに総括責任者の承認を得るものとする。
 - (3) 第2号において、承認を得られない場合又は書面の差入れのない場合は、出金処理並びに取引の縮小を要請する。

- 8 管理課の精査において、資金の借入れ等が発覚した場合においては、建玉の縮小等即時取引を抑制させるものとする。
- 9 本基準第3条第1項第7号から第9号の記載事項について、故意に虚偽の申告・記載をしたことが判明した場合は、建玉の縮小等即時取引を抑制させ、正確な申告の届出がない場合は契約を解除する。
- 10 管理課は、管理規則第4条第3項第1号、第2号及び第3号に該当する特定顧客に関しては、定期的に取引状況を精査し、管理規則第16条で定める不正資金流入防止の手段を講じるものとする。
- 11 管理課は、当日の取引終了時点で証拠金不足となった委託者の精査を実施し、当社が定めた期日まで に必要額の入金又は必要な建玉処分がなされず、連絡完了していない委託者に関しては、営業担当者 に対し、後場の立会いでの処分を指示する。

第12条 未建玉者への対応

セルフコース委託者の預りが10万円未満で、且つ未建後6ヶ月を経過した委託者に対しては、事前 にサービス解除通知を郵送し、期限迄の再建玉又は追加入金のない場合は期限を以ってサービスを解 除する場合がある。

第13条 有価証券預りの委託者への対応

準則第18条の定めにより、有価証券を担保として取引を行う委託者においては、建玉の有無に係らず、月末時点において帳尻に損金が発生している場合は、立替金請求通知書を発送することとし、その後の対応は次ぎのとおりとする。

- (1)業務課は請求期日までの入金がない場合は、弁済充当通知書を郵送し、期日をもって立替金を担保する預り有価証券を売却し充当する。
 - この場合、弁済充当通知の発行時において立替金の額が当初請求の金額より増額していたとしても当初の立替請求金額を基準とする。
- (2) 期日迄に入金がない場合においても、委託者より入金期日を明確にした書面等の差入れ等があった場合は、この限りではない。

第14条 無担保未収金発生時の対応

委託者の口座において無担保未収金が発生した場合の対応を次ぎのとおり定め、早期回収に努めるものとする。

- (1) 営業部担当者は、立会い終了時点において、担当委託者に無担保未収金が発生し、即時入金の予定がない場合は、「無担保未収金発生報告書」に発生状況並びに入金予定内容を記載し、管理課 へ提出する。
- (2) 管理課は、業務課に対し、発生日現在で「立替金請求通知書」を発行し、配達証明による郵送を指示する。

但し、以下の場合においては発送を省略する。

- ① 発生日以降、10営業日以内に全額入金予定の連絡が取れている場合 但し、期日迄に入金がなかった場合は適宜通知する。
- (3) 管理課は、委託者に無担保未収金が発生し、発生から10営業日が経過しても入金予定が明確にならない顧客に対しては、営業担当者に面談等を指示し、結果の報告を受けた上、総括責任者の

承認を受け次の手段を講じる場合がある。

- ① 「立替金請求通知書」の入金期日迄に入金又は連絡が取れない委託者に対し、「無担保未収金請求書」を内容証明郵便にて発送する。
- ② 内容証明郵便による「無担保未収金請求書」の入金期日迄に入金又は連絡が取れない委託者に対しては、委託者の居住地を管轄する簡易裁判所に「支払督促の申立て」を提起する。
- (4) 無担保未収金発生後、6ヶ月を経過しても回収が完了していない場合については、審査委員会が 認めた場合を除き、社内的な処理の対象とする。

第15条 外国為替保証金取引口座との預り金相互振替サービス

商品先物取引口座並びに外国為替保証金取引口座双方を保有する委託者においては、下記内容にて預 り金の相互振替(入出金)サービスを行うものとする。

- (1) 当社のインターネットサービスを利用し、各口座の返還可能金額の範囲において、商品先物取引 又は外国為替保証金取引口座に出金指示ができるものとし、電話並びにFAX・電子メールでの 受付けは行わない。
- (2) 当日、午前0時より午後3時迄の間に指示のあったものは、翌日午前9時迄に口座に反映させるものとし、3時を過ぎた場合は翌々日の処理とする。
- (3) 取引口座双方を保有する委託者より、「預り金相互振替に伴う預り証発行省略の同意書」を徴収するものとする。
- (4) 商品先物取引口座が完了(全額出金処理)した場合、商品先物インターネット取引システムへのログインは不可とするが、外国為替保証金取引口座より預り金を商品先物取引口座に振替え可能とし、商品先物取引の再取引の手続きが完了した時点で商品先物インターネット取引システムへのログインを可能とする。
- (5) 出金・振替依頼を同時に行った後、不足・損切等により出金可能金額が減額された場合、振替を 優先する。

第16条 委託者管理状況の把握及び報告

管理課並びに業務課は、商品取引所法、同法施行規則、受託契約準則、個人情報の保護に関する法律、 委託者保護ガイドライン、日商協「受託業務等に関する規則」に拠る定めの他、本基準の趣旨に反す る行為がないかを常時精査する。

- 2 管理課は、初回建玉日から3ヶ月未満の新規委託者並びに管理規則第4条第3項で定める特定委託者 の精査を行い、総括責任者並びに統括責任者に対し適宜報告する。
- 3 管理課は、代表取締役及び総括責任者並びに統括責任者に対して毎営業日、管理日報として次に掲げる事項を文書により報告する。
 - (1) 苦情受付け内容
 - (2) 無担保未収金の入金並びに交渉の進捗状況
 - (3) 当日の取引が終了時点で証拠金不足となった委託者数及び合計額
 - (4) その他必要とする事項
- 4 管理課は、次の各号に該当する事象が発生したときは、直ちに代表取締役及び総括責任者並びに統括 責任者に対して、その委託者名及び担当者名並びに内容について報告する。また、処理が完了するま

- で、その進捗状況についても適宜報告する。
- (1) 日本商品先物取引協会等、第三者機関に対して苦情等が持ち込まれた場合
- (2) 特定の委託者について取引量が過度であると判断した場合
- (3) 上記の各号並びに苦情等が特定の担当者に集中している場合

第17条 審査委員会

社長は、外務員等が商品取引所法、同法施行規則、受託契約準則、個人情報の保護に関する法律、委託者保護ガイドライン、日商協「受託業務等に関する規則」に拠る定めの他、本基準の趣旨に反する行為を行った場合は、当該担当者と総括責任者並びに統括責任者及び指導責任者を招集の上、審査委員会を開催し、当該担当者に顛末等の事情を説明させた上で、懲戒等について協議する。

第2章 商品ファンド

第18条 商品ファンドの勧誘及び販売

登録外務員等が商品ファンドの勧誘及び販売を行なう場合は、「商品投資に係る事業の規制に関する 法律」(以下「商品ファンド法」という)その他関連法令、営業者及び運用法人等との取り決め等を 遵守して行う。

以下の条項において特に規定していない事項については、商品先物取引に関する本基準の定めに従う。

第19条 商品ファンドの審査

商品先物取引における管理規則に基づき、商品ファンドの購入者の適合性及び適格性を審査する。

2 前項にかかわらず、管理規則第4条第2項第2号並びに第3号及び第3項に該当するもののうち、商品ファンドの仕組み及びリスクについて十分に理解していると判断したときは、購入を認めることがある。

第20条 商品ファンドの商品投資契約等の成立前の書面交付

顧客より商品ファンドの購入を目的とした資料の請求があったときは、商品ファンド法第16条に基づく関係書類を交付する。

第21条 商品ファンドの商品投資契約の締結

顧客より商品ファンド購入の申し込みがあったときは、商品ファンド法第17条に基づく関係書類を 交付し、契約書及び審査に必要となる書類を徴収する。

2 顧客より徴収した契約書等を基に適合性を審査し、当社が購入を認めた顧客に対しては契約が成立した旨を記載した書類を交付する。

第3章 外国市場先物取引

第22条 外国市場先物取引の勧誘及び販売

登録外務員等が外国市場先物取引の勧誘及び販売を行う場合は、「海外商品市場における先物取引の 受託等に関する法律」(以下「海先法」という)その他関連法令を遵守し、当社の定める勧誘方針に 準じるものとする。

以下の条項において特に規定していない事項については、商品先物取引に関する本基準の定めに従う。

第23条 外国市場先物取引の審査

商品先物取引における管理規則及び本基準に基づき、顧客の適合性及び適格性を審査する。

第24条 外国市場先物取引契約締結前の書面の交付

顧客より口座開設·取引開始を目的とした資料の請求があったときは、海先法第4条に基づく「取引 説明書」等を交付する。

第25条 外国市場先物取引契約の締結

顧客より口座開設·取引開始の申し込みがあったときは、海先法第5条に基づく「取引約款」を交付し、契約書及び審査に必要となる書類を徴収する。

2 顧客より徴収した契約書等を基に適合性を審査し、当社が口座開設・取引開始を認めた顧客に対しては契約が成立した旨を記載した書類を交付する。

第4章 外国為替保証金取引

第26条 外国為替保証金取引の勧誘及び販売

登録外務員等が外国為替保証金取引の勧誘及び販売を行なう場合は、「金融先物取引法」(以下「金 先法」という)並びに「金融商品の販売等に関する法律」(以下「金融商品販売法」という)その他 関連法令を遵守し、第27条で定める勧誘方針に準じるものとする。

以下の条項において特に規定していない事項については、商品先物取引に関する本基準の定めに従う。

第27条 外国為替保証金取引の勧誘方針

「金融商品の販売等に関する法律」の定めに基づき、以下の通り「勧誘方針」を定める。

(1) 投資勧誘基本方針

当社は、お届けのありました情報を基に、ご本人確認の上、お客様の知識・投資経験・財産の状況等を十分に把握した上で、お客様の意向と実情に適した適切な投資勧誘に努める。

(2) 勧誘姿勢

当社の外国為替保証金取引では約款、外国為替保証金取引説明書その他参考となる資料等をお客様に交付し、リスクの確認とその他重要な事項をお客様のご理解度に応じて適切に説明し、外国為替保証金取引の内容を十分ご理解いただいた上で、ご契約いただくことを基本姿勢とする。

また、お客様がインターネット又はコールセンター等を利用され、契約書類の交付又はその内容の説明を希望されたお客様を対象に勧誘行為を行うこととし、お客様が迷惑となるような時間帯

での勧誘行為、あるいは執拗な勧誘行為はしない。

(3) 知識技能の修得・研鑚

当社の役職員は、委託者の信頼と期待にお応えできるよう、常に知識技能の修得・研鑚に努め、 質の高い営業活動を目指す。

(4) 内部管理体制の徹底

当社は常に委託者の信頼の確保を第一とし、役職員は諸規則等を遵守し、適切な勧誘が行われるよう、内部管理体制を徹底する。

第28条 外国為替保証金取引の審査

商品先物取引における管理規則及び本基準審査の諸条件を勘案し、顧客の適合性及び適格性を以下の 内容で審査する。

- (1) 管理課は、投資経験等に関係なく、口座開設申込書(以下「申込書」という)の回答者に対し、電話又は面談による審査を実施する。
- (2) 電話審査の主旨は、申込書記載内容を基に下記項目をチェックし、管理課電話審査項目シートを管理保管する。(法人名義の場合の売買担当者を含む)
 - ① 本人確認(氏名・生年月日の応答)
 - ② 住所·連絡先確認(自宅·勤務先)
 - ③ 勤務先の在籍確認(個人事務所の場合は電話登録の確認または自宅への確認)
 - ④ 投資経験の確認(取引会社・期間・銘柄・投下資金・結果)
 - ⑤ 取引説明書及び取引約款並びに取引の仕組みに対する理解度の確認
- (3) 管理課は第1号並びに第2号に関する情報を顧客カードに取り纏め、口座開設の適否を判断の上、 管理規則で定める統括責任者の承認を受けるものとし、商品先物取引並びに外国為替保証金取引 の未経験者又は無職又は65才以上の高齢者に該当する場合は、総括責任者の承認を得るものと する。

第29条 外国為替保証金取引の契約関係書類の交付

顧客より口座開設·取引開始を目的とした資料の請求があったときは、下記書類を契約関係書類として交付する。

- (1) 外国為替保証金取引説明書
- (2) 外国為替保証金取引約款(約諾書、口座開設申込書を含む)
- (3) その他会社概要等のパンフレット
- (4) 個人情報取扱い開示書
- (5) リスク開示告知書

第30条 外国為替保証金取引の契約の締結

顧客より口座開設・取引開始の申し込みがあったときは、契約関係書類及び本人確認書類を徴収する。

- 2 顧客より徴収した契約関係書類等を基に適合性を審査し、当社が口座開設・取引開始を認めた顧客に対しては契約が成立した旨を記載した書類を交付する。
- 3 為替業務課担当者より顧客 I D並びに任意の暗証番号を書面にて通知する。

第31条 外国為替保証金取引の初回入証額並びに印紙費用

外国為替保証金取引の受託をするにあたり、委託者保護の観点から、初回最低入証額を以下のように 定める。ただし、会社が特に認めたときは、その限りではない。

- (1) 初回預り入証額を20万円以上とする。(振込手数料等を除く)
- 2 約諾書兼口座開設申込書の収入印紙の取扱いは次ぎのとおりとする。
 - (1) 純粋な個人としての申込者の書類には収入印紙を必要としない。
 - (2) 法人並びに個人事業主からの書類には当社が収入印紙を貼り付けるものとし、費用は委託者負担とする。
 - (3) 前号の徴収方法は、初回入金額より収入印紙代(4,000円)を徴収することとする。

第32条 外国為替保証金取引の売買取引

外国為替保証金取引の売買取引においては、インターネットシステムを利用した注文のみを受付ける ものとし、電話・FAX・電子メール等による注文は一切受付けないものとする。

2 その他詳細の取り決めにおいては外国為替保証金取引約款においてこれを定める。

第33条 商品先物取引口座との預り金相互振替サービス

外国為替保証金取引口座並びに商品先物取引口座双方を保有する委託者においては、下記内容にて預 り金の相互振替(入出金)サービスを行うものとする。

- (1) 当社のインターネットサービスを利用し、各口座の返還可能金額の範囲において、商品先物取引 又は外国為替保証金取引口座に出金指示ができるものとする。 但し、電話並びにFAX:電子メールでの受付けは行わない。
- (2) 当日午前0時より午後3時迄の間に指示のあったものは、翌日午前9時迄に口座に反映させるものとし、午後3時を過ぎた場合は翌々日の処理とする。
- (3) 取引口座双方を保有する委託者より、預り金相互振替に伴う預り証発行の省略の同意書を徴収するものとする。
- (4) 外国為替保証金取引口座の預りが0円となった場合でも、インターネット取引システムへのログインは可能とし、商品先物取引口座の預り金を外国為替保証金取引口座への振替えができるものとする。
- (5) 出金・振替依頼を同時に行った後、不足・損切等により出金可能金額が減額された場合、振替を 優先する。

附 則

- 1. 本基準の改廃は、業務管理グループが管理規則第3条に定める総括責任者の承認を得るものとし、 総括責任者は適宜取締役会において報告する。
- 2. 本基準は、平成14年9月2日より施行する。
 - 本基準は、平成14年10月15日より改正施行する。
 - 本基準は、平成15年4月1日より改正施行する。
 - 本基準は、平成15年5月1日より改正施行する。
 - 本基準は、平成16年1月6日より改正施行する。
 - 本基準は、平成16年4月1日より改正施行する。
 - 本基準は、平成16年5月10日より改正施行する。
 - 本基準は、平成16年8月9日より改正施行する。
 - 本基準は、平成16年11月29日より改正施行する。
 - 本基準は、平成17年4月1日より改正施行する。
 - 本基準は、平成17年5月1日より改正施行する。
 - 本基準は、平成17年9月1日より改正施行する。
 - 本基準は、平成17年11月1日より改正施行する。